

# 地方大学の振興及び若者雇用等に関する 基本資料

令和4年9月12日

デジタル田園都市国家構想実現会議事務局



デジタル田園都市国家構想

DIGIDEN

# 0. 背景と本会議の論点



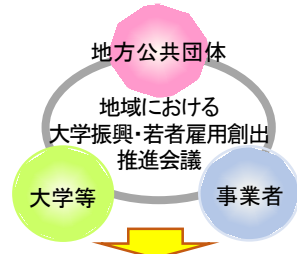
デジタル田園都市国家構想

DIGIDEN

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

## (1) 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度

- 地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。



- 地方公共団体は、計画の案の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。

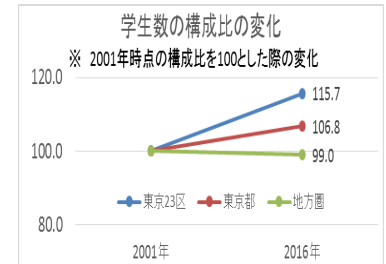
- 国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金(※)を交付。

(※) 文科省計上分を合わせ国費97.0億円(R4年度政府予算額)

## (2) 特定地域内の大学の学生の収容定員の抑制

- 大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域内(※)の大学の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)。

(※) 学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。



- 例外事項の具体例

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・専門職大学等の設置(5年間の経過措置)

## (3) 地域における若者の雇用機会の創出等

- 国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるように努める。

# 地方大学・産業創生法による定員抑制と見直しの規定

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置及び特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制を行う。

## (1) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制

- 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、**特定地域内(東京23区内)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)。**

(※) 学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。

### ○ 例外事項の例

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・**専門職大学等の設置(新設制度のための経過措置)**

(経過措置) ※法附則抜粋

第三条 第十三条の規定は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

二 令和六年三月三十一日までに、特定地域内における専門職大学(学校教育法第八十三条の二第一項の専門職大学をいう。)若しくは専門職短期大学(同法第八十八条第四項の専門職短期大学をいう。)又はこれらに準ずるものとして政令で定めるもの(附則第五条第一項において「専門職大学等」という。)の設置その他の政令で定める事項について認可を受けた場合

## (2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制の見直し

法律附則において、施行状況について検討を加え、必要な措置を講じなければならない旨が2つ規定されている。

- ① **令和6年3月31日：例外としていた専門職大学、専門職短期大学に関する経過措置が切れることに伴い、当該措置を継続させるか、他の大学・短期大学と同様に抑制の対象とするのかなどの検討。**
- ② **令和10年3月31日：特定地域内の大学等の定員抑制に関する規定全体が失効する日であり、同日までに、地方での若者の定着状況等について検証を行った上で、当該措置を継続させるのか等について検討。**

(検討) ※法附則抜粋

第五条 政府は、令和六年三月三十一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、令和十年三月三十一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 地方大学・産業創生法に関連した主な出来事

暦年	主な出来事	
	法律関係	提言・施策等
平成14年 (2002)	工業(場)等制限法廃止 (昭和34年法律第17号、昭和39年法律第144号)	
平成26年 (2014年)	まち・ひと・しごと創生法 (平成26年法律第136号)	まち・ひと・しごと総合戦略 策定(内閣官房) -東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について記載-
平成28年 (2016年)		私学助成における入学定員充足率による不交付基準の厳格化 (文部科学省)  まち・ひと・しごと総合戦略改訂版 策定(内閣官房) -地方大学の振興・東京における大学新增設の抑制等について記載-
平成29年 (2017年)	改正学校教育法 専門職大学制度創設 (平成29年法律第41号)	「地方における若者の修学・就学の促進に向けて」 (有識者会議提言)
平成30年 (2018年)	地方大学・産業創生法 (平成30年法律第37号)	
平成31年 (2019年)	専門職大学の制度化(改正学校教育法施行)	
令和6年 (2024年)	東京23区内大学等収容定員抑制において 専門職大学等を抑制の例外とする経過措置の失効	
令和10年 (2028年)	東京23区内大学等収容定員抑制の規定失効	

# 地方大学・産業創生法以前の大学定員管理の経緯

## 昭和34年～平成14年：工業（場）等制限法について

### 概要

- 工業（場）等制限法は、「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」（昭和34年制定）及び「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」（昭和39年制定）の2つの法律を総称した呼称
- 工場及び大学等の新設及び増設を制限し、もって既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図ることを目的
- 一部の例外（※）を除き、**制限施設（1500㎡以上の床面積を持つ大学の教室）の新設又は増設を禁止**

（※：例外事項）

- ・ 大学院・夜間大学の設置等、制限区域内の移転で人口の増大をもたらさない新增設（要許可）、社会人受入れ等のための新增設等（要許可）

### 現在の取扱

- 総合規制改革会議等における議論を踏まえ、**平成14年7月に法律を廃止。**

## 平成28年～：私学助成における入学定員充足率による不交付基準の厳格化

### 概要

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日 閣議決定）において、「大都市圏、なかんずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方を検討し、成案を得る」とされた。
- このため、主として大・中規模の大学を中心に入学定員超過を抑制するため、**入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする基準**を28～30年度にかけて段階的に**厳格化**する措置を実施。

	収容定員8,000人以上	収容定員4,000～8,000人	収容定員4,000人未満
27年度まで	1.20倍以上	1.30倍以上	1.30倍以上
28年度	1.17倍以上	1.27倍以上	
29年度	1.14倍以上	1.24倍以上	
30年度以降	1.10倍以上	1.20倍以上	

# 地方大学の振興及び若者雇用等に関する検討の経緯

## 地方大学の振興等に関する緊急抜本対策（平成28年11月28日全国知事会）

### ○ 地方大学の振興

低廉な授業料、入学料の設定や、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対して、特別の財政措置を講ずること。併せて、地方大学・学部を新增設する場合には、大学設置基準の弾力的運用を認める等の特例措置を講ずること。

### ○ 大学の東京一極集中の是正

東京23区における大学・学部の新増設を抑制するとともに、定員管理の徹底を図ること。併せて、東京23区から地方への移転の促進等を図るとともに、それに対する特別の財政措置を講ずること。

## まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）（平成28年12月22日閣議決定）

地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう、地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の新増設の抑制や地方移転の促進等についての緊急かつ抜本的な対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、2017年夏を目途に方向性を取りまとめる。

## 有識者会議提言「地方における若者の修学・就学の促進に向けて」（平成29年12月8日会議決定）

平成29年2月から計14回「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」を開催し、平成29年12月に提言を取りまとめた。提言では地方圏での若者の減少や東京一極集中の是正に向けて、以下取組みを実施することが示された。

- (1) 地方大学の特色ある創生のための地方大学の振興
- (2) 東京の大学の定員抑制、地方移転
- (3) 地方における若者の雇用促進

### ○有識者委員一覧 ※役職名は当時

石井隆一	富山県知事
石田朋靖	宇都宮大学学長
石橋良治	島根県邑南町長
岡崎仁美	株式会社リクルートキャリア就職みらい研究所所長
鎌田薫	早稲田大学総長
金子元久	筑波大学特命教授

北橋健治	北九州市長
黒田壽二	金沢工業大学総長
◎坂根正弘	コマツ相談役
富山和彦	株式会社経営共創基盤代表取締役CEO
原田博史	岡山短期大学学長
○増田寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
御手洗瑞子	気仙沼ニッティング代表取締役社長

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律  
（施行：平成30年6月1日）



# 地方における若者の修学・就業の促進に向けて

## －地方創生に資する大学改革－ポイント

平成29年12月8日 地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議

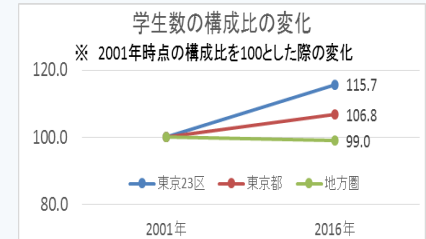
地方圏での若者の減少や、東京一極集中が進む中、地方大学の振興など、地方における若者の修学・就業の促進に向けた取組を継続的かつ総合的に実施していくために、立法措置により、抜本的な対策を講じる。

### (1) 地方の特色ある創生のための地方大学の振興

- 地方大学は、「総花主義」から脱却し、日本全国の若者や海外からの留学生を惹きつけるような、特色のある「キラリと光る地方大学づくり」を進める。
- 国の基本方針を踏まえ、首長のリーダーシップの下で、組織レベルでの持続可能な産官学のコンソーシアムを構築し、地域の中核的な産業振興や専門人材育成などの計画を策定する。  
そのうち、有識者の評価を経て、地方創生の優れた事業として国が認定したものに対しては、新たな交付金により重点的に支援する。
- 東京圏や地方の大学の学生が相互に対流・交流する取組を促進する。
- 地域に貢献する大学を目指し改革を進める地方私立大学を支援する。

### (2) 東京の大学の定員抑制、地方移転

- 今後18歳人口が大幅に減少する中、近年学生数の増加が著しい東京23区においては、原則として大学の定員増を認めないこととする。



文部科学省「学校基本統計」をもとに作成

- その際、東京の国際都市化に対応する場合や若者の東京圏への転入増加につながらない場合等のように、真にやむをえない場合は例外扱いとする。  
(例外の具体例)
  - ・留学生や社会人の受入れ
  - ・スクラップ・アンド・ビルドを前提とした新たな学部等の設置
  - ・収容定員増等について、投資と機関決定等を行っている場合
- 東京圏の大学による地方のサテライトキャンパスの設置(廃校舎等の活用を含む)を推進する。

### (3) 地方における若者の雇用の創出

- 若者等の起業への支援や地域の特性に応じた「働き方改革」など、魅力のある良質な雇用機会を創出・確保する。
- 地方拠点強化税制の拡充による本社機能の地方移転等を推進するとともに、地方での積極的な採用活動を促進する。
- 企業を知る機会の提供、早い段階からの職業意識形成に取り組む。
- 奨学金返還支援制度の全国展開や地方創生インターンシップの推進など、学生等の地方還流を促進する。



# 本検討会議においてご議論いただきたい論点

## 【論点1】

専門職大学等を23区内の定員抑制の対象とすることについて

- 関連資料「2. 専門職大学等について」 22頁～

## 【論点2】

大学進学時における人の流れの変化をどのように捉えるべきか  
令和9年度末までの見直しに向け、どのような指標を把握すべきか

- 関連資料「1. 大学生を中心とした人口の動態について」 9頁～

## 【論点3】

感染症の拡大や教育のデジタル化も踏まえ、地域における若者の  
修学・就業を促進するためには、どのような方策が考えられるか

- 関連資料「3. 地方における若者の修学・就業の促進に向けた方策について」 27頁～

# 1. 大学生を中心とした人口の動態について



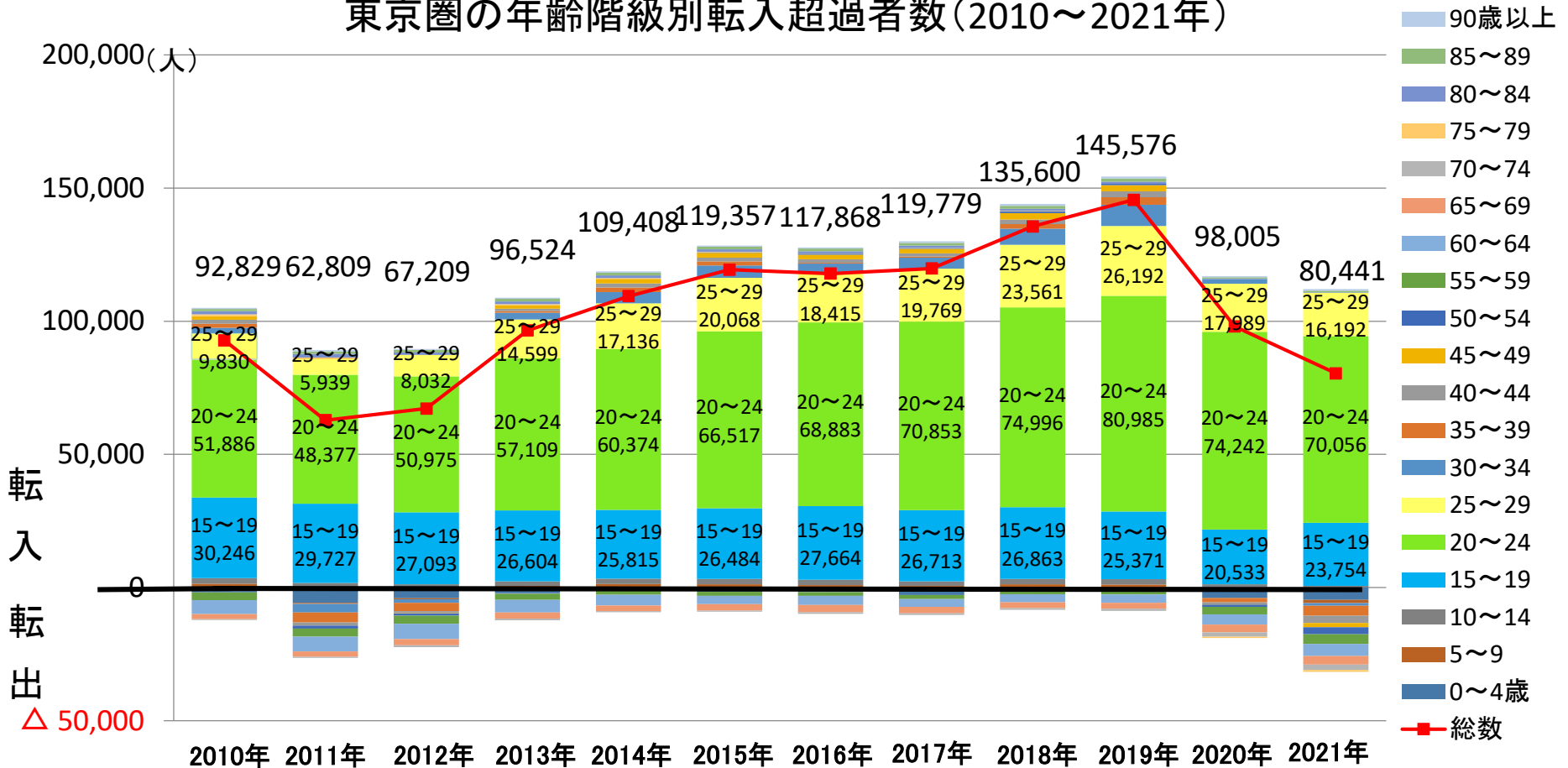
デジタル田園都市国家構想

DIGIDEN

# 東京圏の転入超過数（2010年－2021年、年齢階級別）

● 2010年以降、転入超過数は概ね増加傾向が続いていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり2020年以降は大幅に減少。

## 東京圏の年齢階級別転入超過者数（2010～2021年）



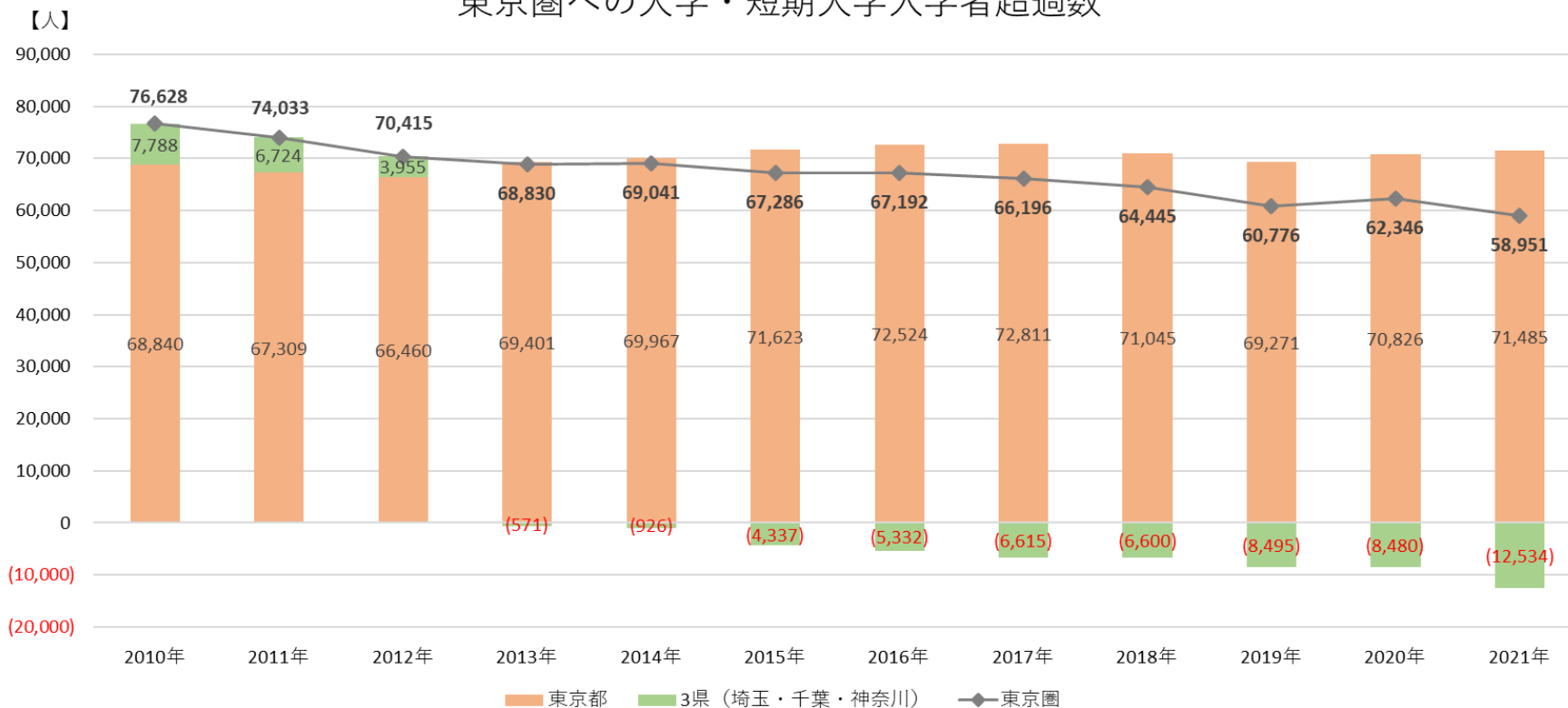
総務省「住民基本台帳人口移動報告」(日本人移動者)を基に作成

※東京圏:東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一部3県

# 東京都/東京圏への大学・短期大学入学者超過数

- 東京都への大学・短期大学入学者超過数は、2010年以降7万人前後で推移。
- 東京圏への大学・短期大学入学者超過数は、2010年以降概ね減少傾向。

東京圏への大学・短期大学入学者超過数



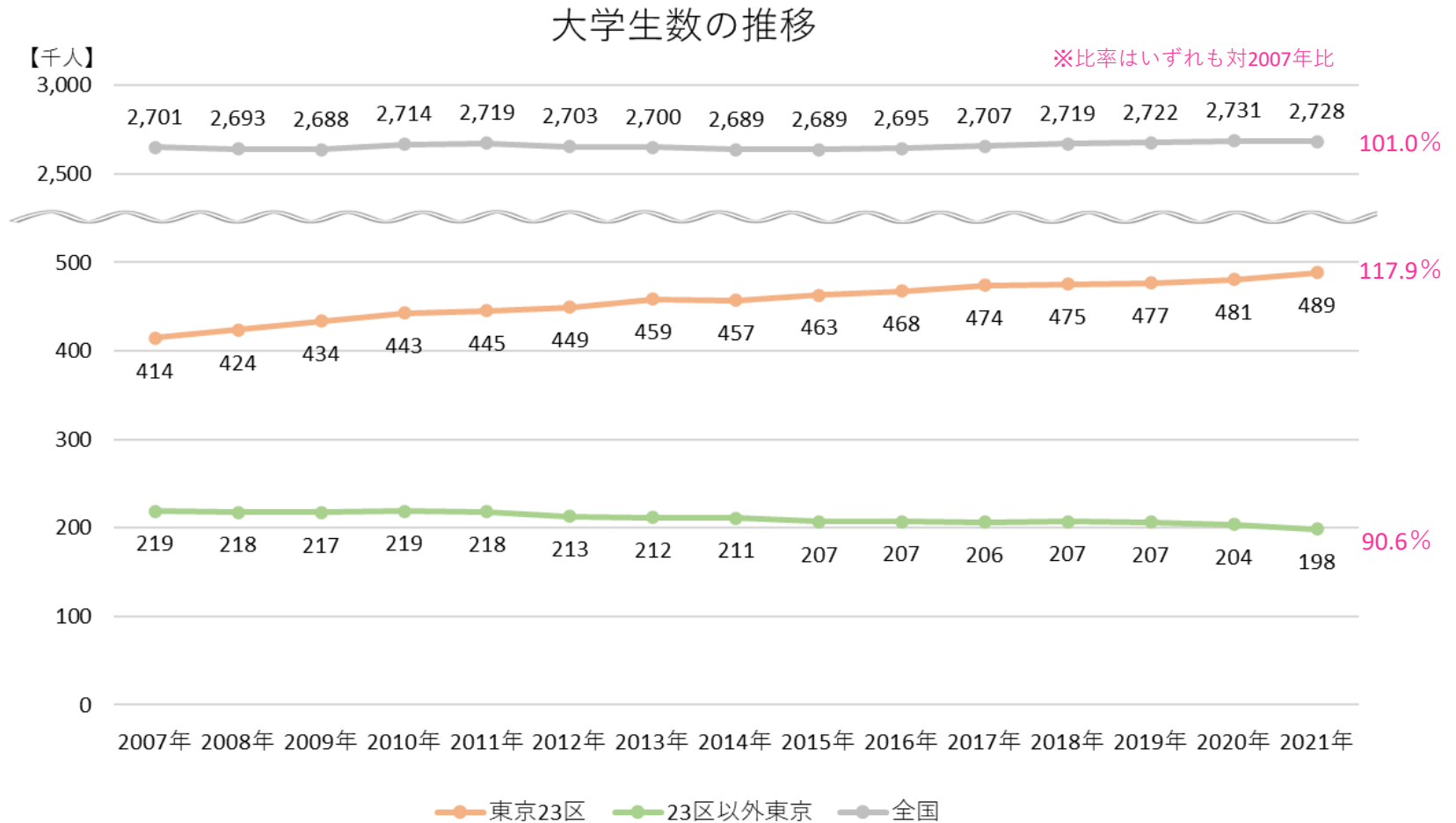
※算出方法: (該当地域への入学者数) - (該当地域から他県への進学者数)  
 ※マイナスは他地域への進学者超過数

文部科学省「学校基本調査」を基に作成

※東京圏: 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県

# 大学生数の推移（東京都と全国比較）

- 全国の2021年における大学生数は272.8万人であり、2007年からの増加率は1.0%
- 東京23区の2021年における大学生数(48.9万)は、2007年からの増加率が17.9%と、全国を大きく上回る。



文部科学省「学校基本調査」を基に作成

※大学生数は4年制大学・短期大学の学生数を集計

# 東京の学部学生数構成比について

- 全国の学部学生のうち、25.8%が東京都。18.3%が23区。
- 次に構成比の高い大阪府、愛知県、神奈川県、京都府の4府県は10%未満。

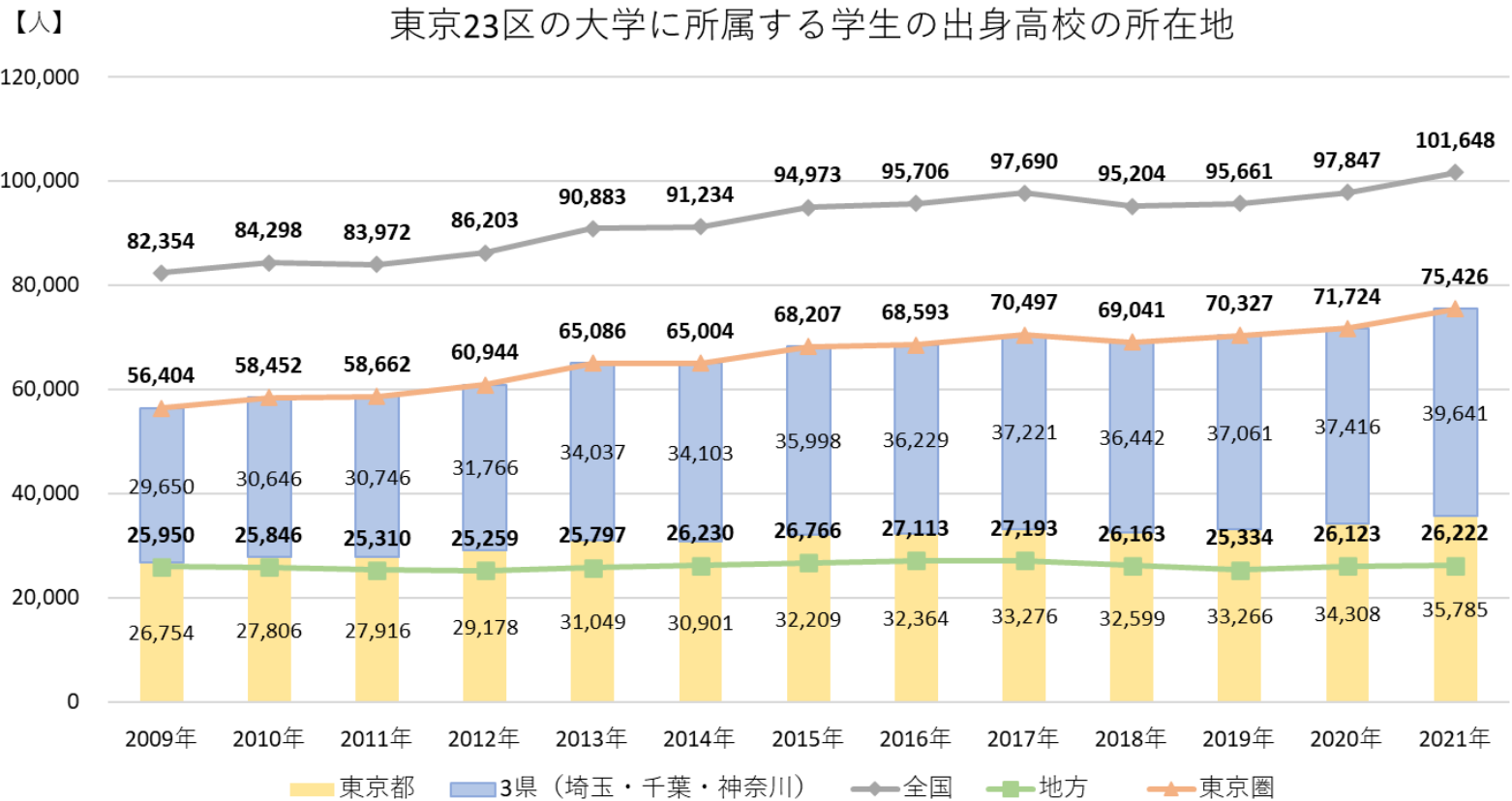
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
全国	2,582,670	2,599,684	2,609,148	2,623,572	2,625,688
東京	665,984	669,191	671,221	673,683	676,964
	25.8%	25.7%	25.7%	25.7%	25.8%
うち23区	462,670	465,055	467,611	472,493	480,640
	17.9%	17.9%	17.9%	18.0%	18.3%
神奈川	179,846	180,033	177,372	174,710	171,164
	7.0%	6.9%	6.8%	6.7%	6.5%
愛知	174,418	175,639	177,029	177,380	176,722
	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.7%
京都	141,336	141,045	140,970	141,870	143,095
	5.5%	5.4%	5.4%	5.4%	5.4%
大阪	218,879	222,041	223,409	226,452	228,194
	8.5%	8.5%	8.6%	8.6%	8.7%

※上段:学部学生数(人)、下段:構成比(%)

文部科学省「学校基本調査」を基に作成

# 東京23区の大学への入学者数の出身地別状況

- 地方から東京23区への入学者は2009年以降2万6千人前後で推移。
- 東京圏からの東京23区への入学は増加傾向にある。

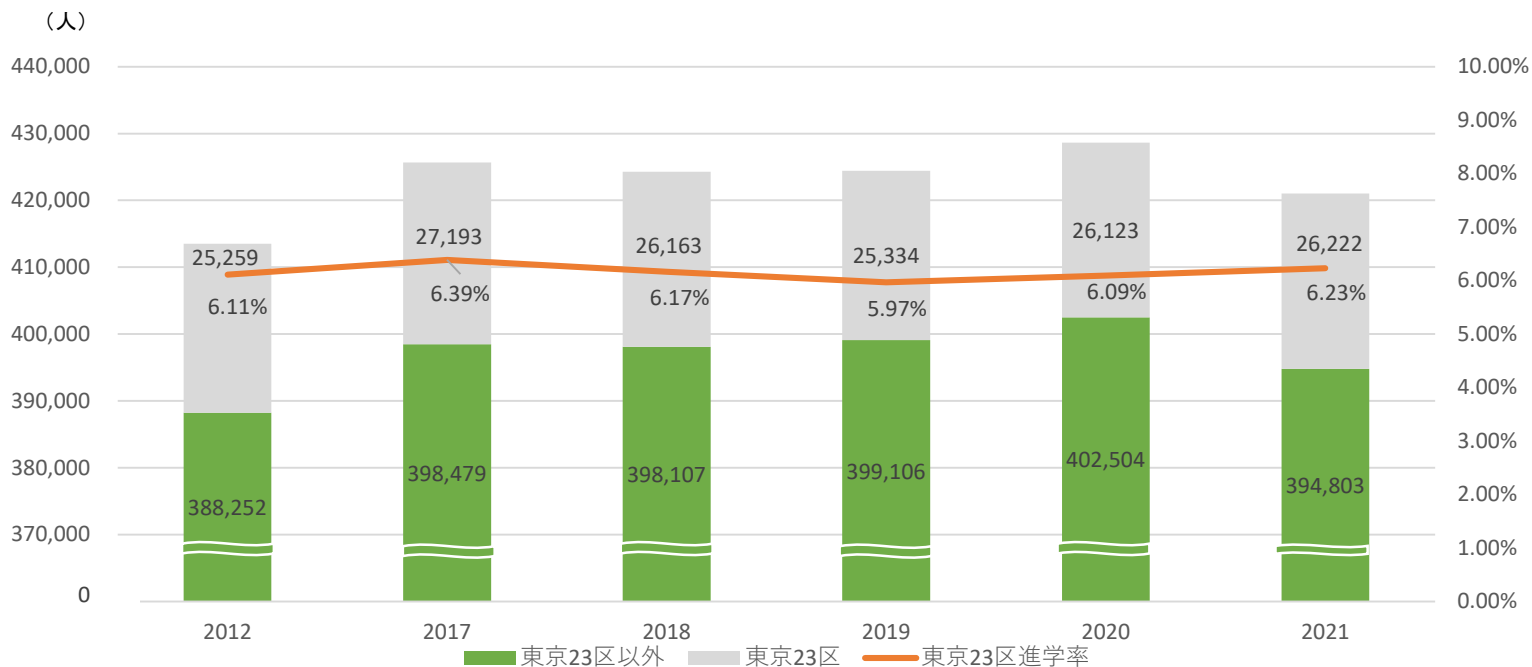




# 地方に所在する高校出身者の東京23区への大学進学割合

●地方の出身者で大学に進学した者のうち、東京23区に所在する大学に進学する割合は6.2%

年度	2012	2017	2018	2019	2020	2021
大学進学者合計(人)	413,511	425,672	424,270	424,440	428,627	421,025
東京23区	25,259	27,193	26,163	25,334	26,123	26,222
東京23区進学率	6.11%	6.39%	6.17%	5.97%	6.09%	6.23%
東京23区以外	388,252	398,479	398,107	399,106	402,504	394,803

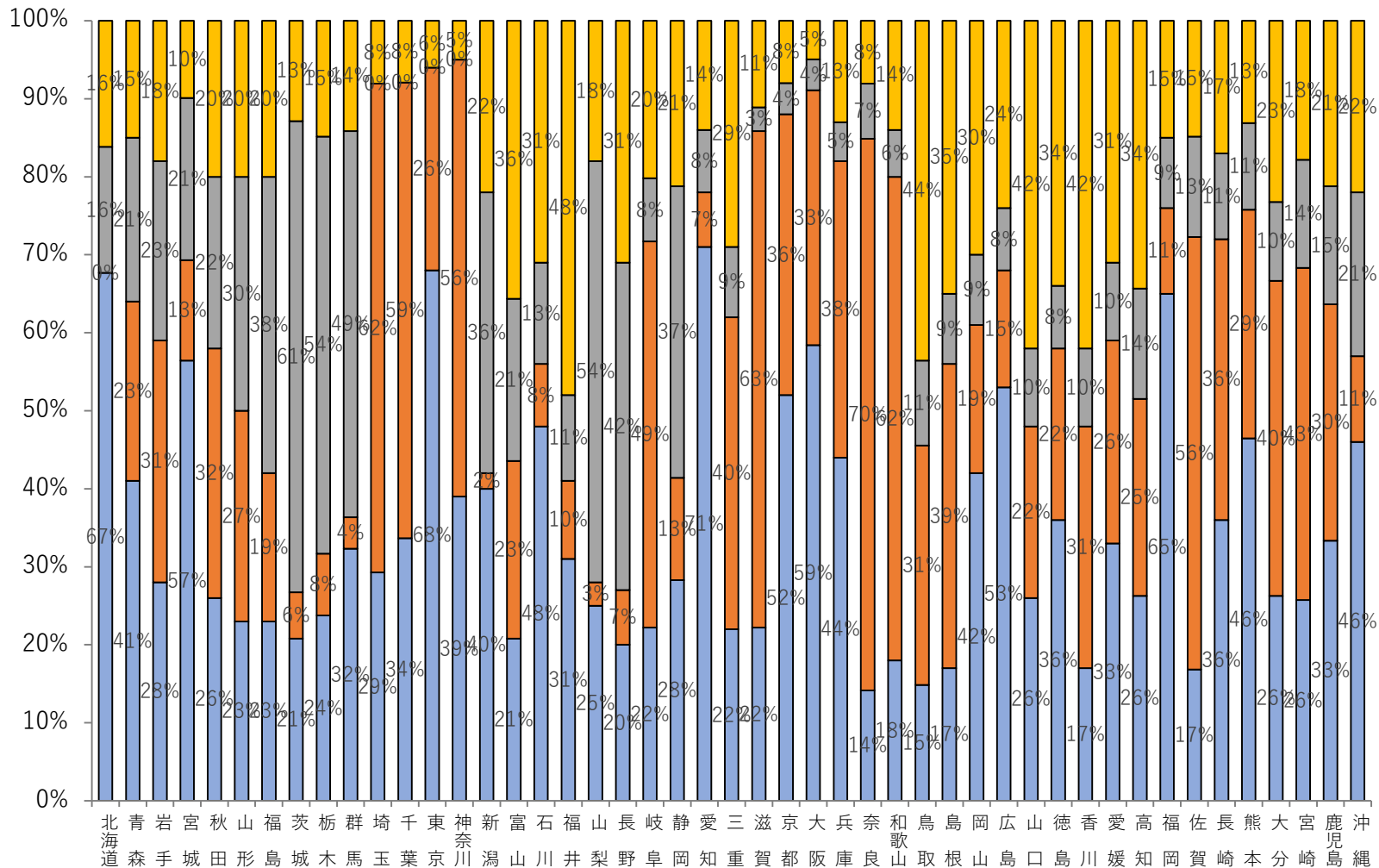


文部科学省「学校基本統計」を基に作成

- 1 出身地は出身高校が所在する都道府県。
- 2 「合計」は、「その他」(外国の学校教育課程修了者、専修学校高等課程修了者、高等学校卒業程度認定試験合格者等)を除く。
- 3 地方とは、東京圏(東京、埼玉、千葉、神奈川)を除く43道府県を指す

# 2021年 各都道府県高卒者の大学進学先(自県・域内・東京圏・その他)

- 東京都においては、東京圏内に進学する者の割合が大幅を占めている。
- 関東(東京圏除く)、甲信越においては、東京圏の大学に進学する者の割合が大きい。



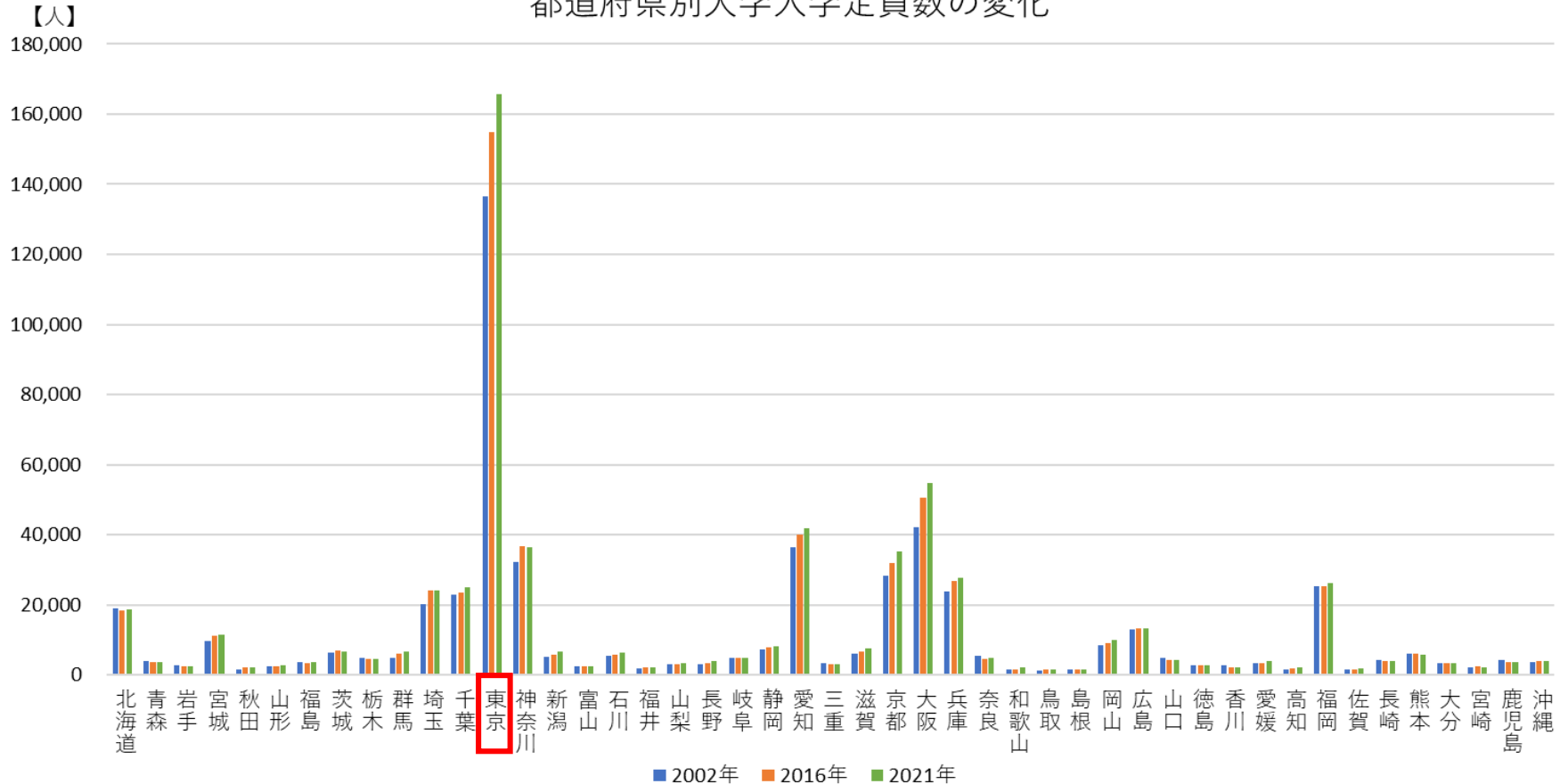
■ 自県 ■ 域内 ■ 東京圏 (東京・神奈川・千葉・埼玉) ■ その他

※地域区分:北海道、東北、関東(東京圏除く)、東京圏、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

# 都道府県別大学入学定員数とその経年変化

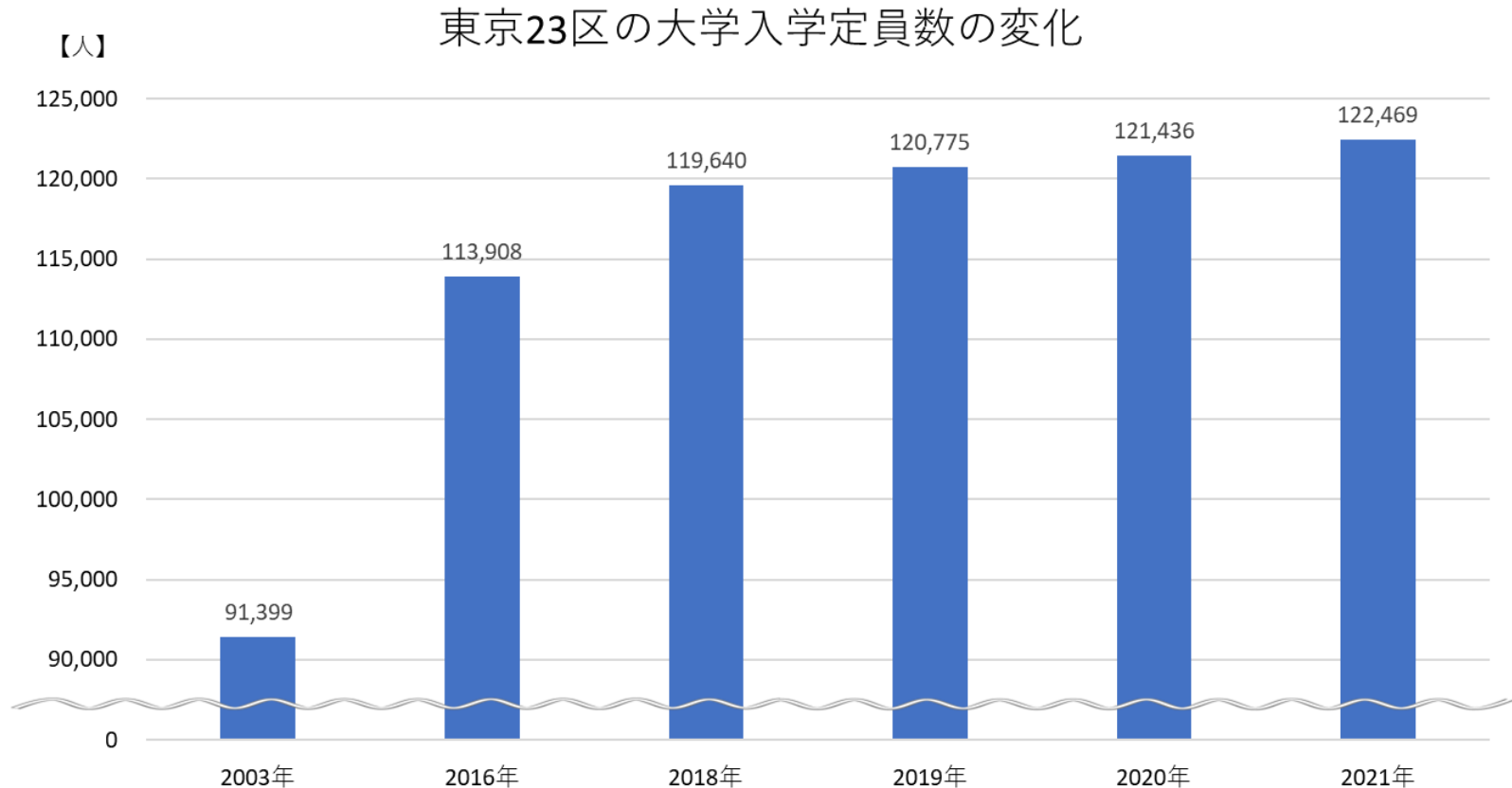
- 東京都の入学定員数は16万人以上と突出して多い。
- それに続く大阪、愛知、神奈川、京都、兵庫、福岡、千葉、埼玉は6万人から2万人程度。
- それ以外の道県では2万人を切っている。

都道府県別大学入学定員数の変化



# 東京23区内の大学の学部入学定員数の推移

- 東京23区内の大学入学定員数は2003年から2018年にかけて大きく増加。
- 2018年以降は増加ペースは減少。



※「全国大学一覧」においては、同一学部で異なるキャンパスを有する場合の学部所在地の標記方法が、2021年に変更がなされた。  
比較のために、ここでは2021年の数値も2020年以前の方法を用いて計上しているが、最新の標記方法に沿った場合の集計値は120,680人である。

※文部科学省「全国大学一覧」を基に内閣官房において集計

# 特定地域内学部収容定員増加に係る届出の提出状況

●平成31年以降、例外規定に係る届出による収容定員の増加数は約2.8万人。

増加開始年 (予定含む)	件数	収容定員増加数	理由別届け出件数(全体)
平成31年 /令和元年	14件	1,330名	・同一設置者内でのスクラップ&ビルド .....65件 (法第13条第1号)
令和2年	33件	4,633名	・相当程度の準備が行われている場合 .....50件 (法附則第3条第4号)
令和3年	55件	8,707名	・外国人留学生に限定した特別枠の創設 .....31件(※) (政令第5条第1号)
令和4年	26件	675名	・異なる設置者間でのスクラップアンドビルド .....13件 (法第13条第2号)
令和5年	36件	11,468名	・修業年限の後半以上を一都三県外で修学させる場合 ...5件 (共同命令第8条第2項第3号)
令和6年	8件	900名	・就業者に限定した特別枠の創設 .....4件(※) (政令第5条第2号、共同命令第8条第1項) ・医学部地域枠の創設(共同命令第8条第2項第4号) .....4件 ・修業年限の延長(施行令第5条第3項) .....1件
合計	172件	27,713名	

※一部、外国人留学生及び就業者に限定した特別枠(3件)を重複して集計しているため、各理由の件数の合計と年度ごとの件数の合計は一致しない。

1学科を1件として算出。(文部科学省への届出を基に集計。令和4年8月末時点)

(注) 地方大学・産業創生法附則第3条第1号及び第3号に規定する設置等認可・届出によって特定地域内学部収容定員が増加したものは除外している。

# 東京23区への大学の学部等移転例（令和5年4月以降予定）

大学名	実施年月	旧所在地	移転先	学部名
淑徳大学	R5. 4	埼玉県入間郡三芳町	東京都板橋区	経営学部
中央大学	R5. 4	東京都八王子市	東京都文京区	法学部
東京国際大学	R5. 9	埼玉県川越市	東京都豊島区	商学部(※) 経営学部(※) 言語コミュニケーション学部(※) 国際関係学部(※) (※)うち一部学科等の移転



# 大学を対象としたアンケート調査の実施について

## 1. 趣旨

学生募集などのために各大学が蓄積するデータや知見を集約することで、当検討会議における、大学進学時における都道府県を跨いだ移動に関する議論の参考とする。(第2回会議において調査結果を提示予定)

## 2. 調査対象・方法

### 【調査対象】

全ての国公立大学

### 【調査方法】

オンライン(Webアンケートシステム)での回答

## 3. 主な調査事項

- ・志願者/入学者の都道府県別の割合の経年変化を分析し、学生募集戦略に活用しているか
- ・過去5年程度のうちに、以下の項目ごとに、傾向や特徴に変化があったと考えるか  
また、その要因をどのように捉えているか
  - 受験者/入学者数に関して
  - 受験者/入学者数の出身地の割合に関して
- ・学生募集戦略において地域間(自県/域内/その他地域)の比重の置き方は変化しているか
- ・今後、スクラップ&ビルドにより23区内の定員変更の予定はあるか ※ 23区内の大学のみが対象
- ・23区の定員抑制を受け23区外に増員をした事例はあるか
- ・23区の定員抑制を受けて、定員の増加を見送った事例はあるか
- ・初年度の勤務地や本社の所在地などにより、就職先を地域ごとに把握しているか
- ・過去10年程度のうちに、卒業後の進路の傾向や特長に変化があったと考えるか
- ・新型コロナウイルス感染症により志願者/入学者は影響を受けたか。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で学生の就職意向に変化はあったか



## 2. 専門職大学等について



# 専門職大学等の制度化（平成31年4月施行）

## 経済社会の状況

- 社会の情勢が目まぐるしく変化し、課題も複雑化
- 産業・就業構造の変化
- 少子・高齢化の進行による生産年齢人口の減少

## 高等教育をめぐる状況

- 高等教育進学率の上昇（大学教育のユニバーサル化）
- 産業界等ニーズとのミスマッチ
- 産業競争力強化や地方創生への貢献を期待

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

変化に対応して新たなモノやサービスを創造できる **高度な実践力 + 豊かな創造力** を備えた専門職業人

質の高い実践的な職業教育を行うことを制度上、明確にした新たな大学を創設

【開設が期待される分野】

情報、観光、農業、医療・保健、クールジャパン分野（マンガ、アニメ、ゲーム、ファッション、食など）

## 大学

### 学術重視

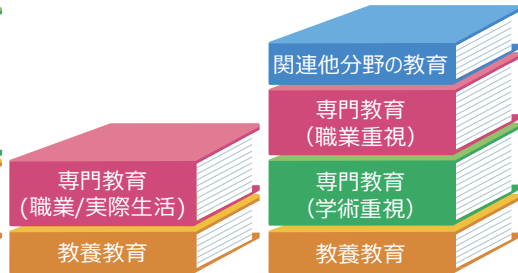
アカデミックな教育に  
意欲・適性を持つ学生



大学

### 職業重視

実践的な教育に意欲・適性を  
持つ学生、スペシャリスト志向の学生



短期大学

専門職大学  
専門職短期大学

## 新しいタイプの大学 専門職大学・専門職短期大学

産業界等と連携した高度で実践的な職業教育（かつ学術に基づく教育も重視）



※一般の大学・短大の一部における  
「**専門職学科**」も制度化

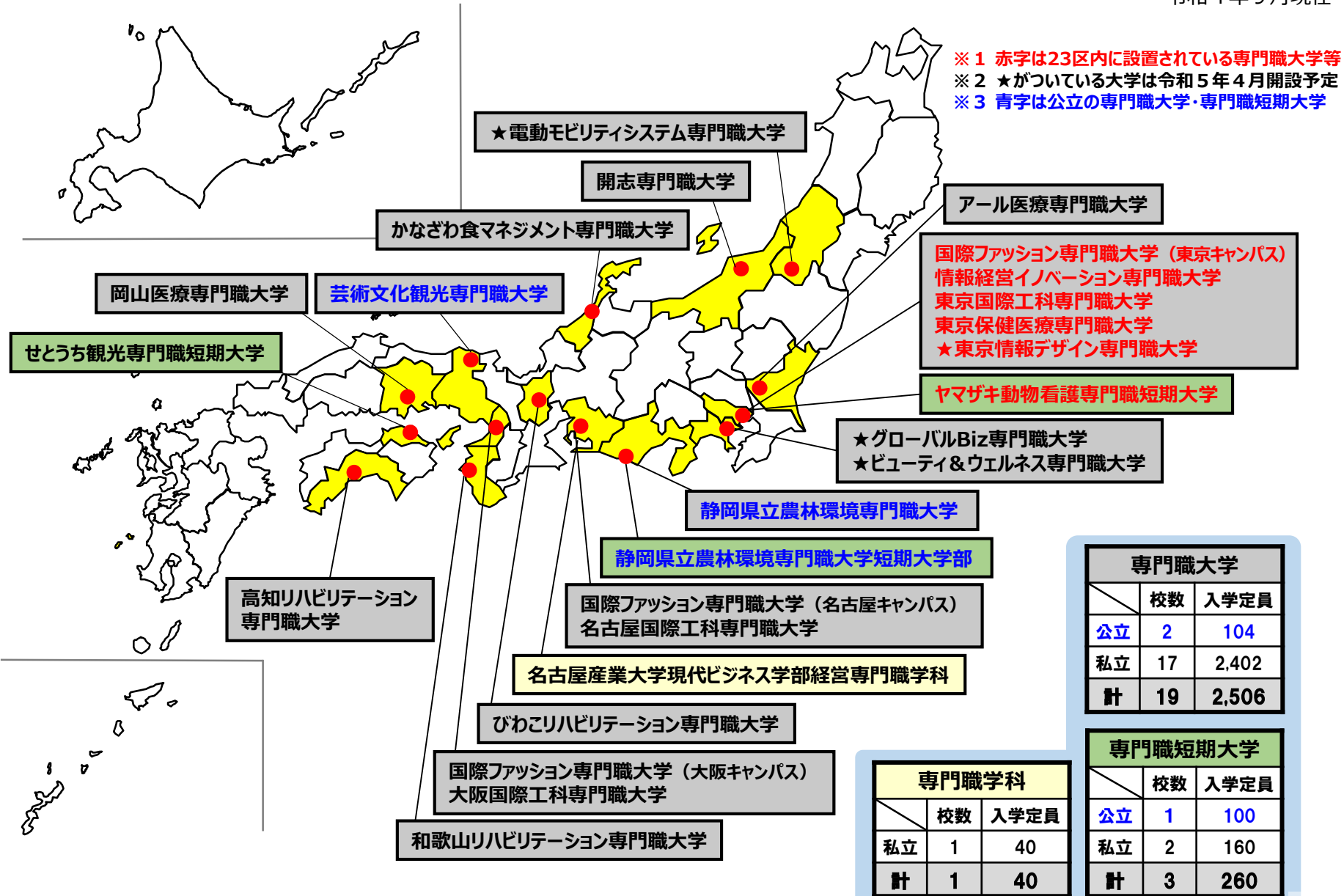
### 専門職大学・専門職短大

さらに、

- 授業の1/3以上は実習・実技
- 理論（学術）と実践（職業）をバランスよく学ぶ
- 他分野も学び創造力を身に付ける
- 原則40人以下の少人数教育

# 専門職大学等の開設状況（令和5年度開設予定含む）

令和4年9月現在



専門職大学		
	校数	入学定員
公立	2	104
私立	17	2,402
計	19	2,506

専門職短期大学		
	校数	入学定員
公立	1	100
私立	2	160
計	3	260

専門職学科		
	校数	入学定員
私立	1	40
計	1	40

# 専門職大学等の開設状況（令和5年度開設予定含む）

- 5年間で認可された専門職大学等は、専門職大学19大学21学部31学科、専門職短期大学3大学3学科、大学に設置された専門職学科1学科。このうち、23区内に開設された専門職大学は5大学5学部8学科、専門職短期大学は1大学1学科。

## ■ 専門職大学（平成31年度、令和2年度開設）

※【 】は入学定員の数、赤字下線は23区内に位置する専門職大学等

区分	所在地	大学名	学部・学科名	開設年度
私立	東京都 愛知県 大阪府	<u>国際ファッション専門職大学</u>	<u>国際ファッション学部</u> <u>ファッションクリエイション学科【80】</u> <u>ファッションビジネス学科【38】</u> <u>（2年次編入学定員2）</u> 大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科【38】 （2年次編入学定員2） 名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科【38】 （2年次編入学定員2）	平成31
私立	高知県	高知リハビリテーション専門職大学	リハビリテーション学部 リハビリテーション学科【150】	令和2
公立	静岡県	静岡県立農林環境専門職大学	生産環境経営学部 生産環境経営学科【24】	
私立	東京都	<u>情報経営イノベーション専門職大学</u>	<u>情報経営イノベーション学部</u> <u>情報経営イノベーション学科【200】</u>	
私立	東京都	<u>東京国際工科専門職大学</u>	<u>工科学部</u> <u>情報工学科【120】</u> <u>デジタルエンタテインメント学科【80】</u>	
私立	東京都	<u>東京保健医療専門職大学</u>	<u>リハビリテーション学部</u> <u>理学療法学科【80】</u> <u>作業療法学科【80】</u>	
私立	新潟県	開志専門職大学	事業創造学部 事業創造学科【80】 情報学部 情報学科【80】 アニメ・マンガ学部 アニメ・マンガ学科【80】 ※アニメ・マンガ学部は令和3年度開設	
私立	滋賀県	びわこリハビリテーション専門職大学	リハビリテーション学部 理学療法学科【80】 作業療法学科【40】	
私立	岡山県	岡山医療専門職大学	健康科学部 理学療法学科【80】 作業療法学科【40】	

# 専門職大学等の開設状況(令和5年度開設予定含む)

## ■ 専門職大学 (令和3年度、令和4年度開設及び令和5年度開設予定)

区分	所在地	大学名	学部・学科名	開設年度
公立	兵庫県	芸術文化観光専門職大学	芸術文化・観光学部 芸術文化・観光学科【80】	令和3
私立	石川県	かなざわ食マネジメント専門職大学	フードサービスマネジメント学部 フードサービスマネジメント学科【40】	
私立	愛知県	名古屋国際工科専門職大学	工科学部 情報工学科【80】 デジタルエンタテインメント学科【40】	
私立	大阪府	大阪国際工科専門職大学	工科学部 情報工学科【120】 デジタルエンタテインメント学科【40】	
私立	和歌山県	和歌山リハビリテーション専門職大学	健康科学部 リハビリテーション学科【80】	
私立	茨城県	アール医療専門職大学	リハビリテーション学部 理学療法学科【40】 作業療法学科【40】	令和4
私立	山形県	電動モビリティシステム専門職大学	電気自動車システム工学部 電気自動車システム工学科【40】	令和5
私立	<b>東京都</b>	<b>東京情報デザイン専門職大学</b>	<b>情報デザイン学部 情報デザイン学科【160】</b>	
私立	神奈川県	グローバルBiz専門職大学	グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科【98】	
私立	神奈川県	ビューティ&ウェルネス専門職大学	ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科【234】 (3年次編入定員6)	

## ■ 専門職短期大学

区分	所在地	短期大学名	学科名	修業年限	開設年度
私立	<b>東京都</b>	<b>ヤマザキ動物看護専門職短期大学</b>	<b>動物トータルケア学科【80】</b>	3年制	平成31
公立	静岡県	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部	生産科学科【100】	2年制	令和2
私立	香川県	せとうち観光専門職短期大学	観光振興学科【80】	3年制	令和3

## ■ 専門職学科

区分	所在地	大学名	学部・学科名	開設年度
私立	愛知県	名古屋産業大学	現代ビジネス学部 経営専門職学科【40】	令和3

### 3. 地域における若者の修学・就業の 促進に向けた方策について

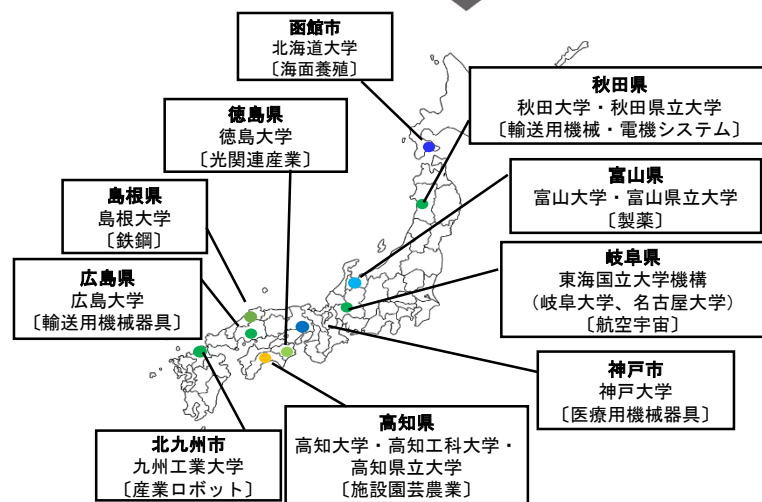


# 地域における若者の修学・就業の促進に向けた現行の施策（内閣官房/内閣府）

## 地方大学・地域産業創生交付金（「地域産業創生の駆動力となり特定分野に強みを持つ地方大学づくり」）

【R4予算】 交付金事業:合計97.0億円（地方創生推進交付金活用分・文科省計上分含む）  
調査支援事業:1.0億円（委託費等）

- 首長のリーダーシップの下、地域の中核的産業の振興に向け、**産官学連携により、地域に特色のある研究開発や人材育成**に取り組む地方公共団体を重点的に支援。
- 平成30年度は7件、令和元年度は2件、令和4年度は1件を決定  
**採択：[H30]富山県、岐阜県、島根県、広島県、徳島県、高知県、北九州市**  
**[R1]秋田県、神戸市 [R4]函館市**
- 有識者からなる評価委員会において、書面評価・現地評価・面接評価からなる複層的な評価を実施。国費投入の妥当性、有効性等について徹底的に議論した上で、支援対象を決定。
- 運用について不断の見直しを行い、令和4年度には、「**展開枠**」を**新設**し、既採択事業のうち、着実な進捗が認められる取組の加速・強化・拡大を支援。



## 「奨学金返還支援」による若者の地方定着の推進

- 域内の企業へ若者が就職する場合等に、**若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進**することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やU I Jターンを促す。
- 33府県487市町村が実施（令和3年6月1日時点）。



日本学生支援機構や地方公共団体から借入れた奨学金返還支援に地方公共団体が要した経費については、特別交付税措置の対象となる

## サテライトキャンパスの設置促進

【R4予算】 0.2億円(委託費)



- マッチングサイトの運用等**により地方公共団体と大学等の連携を強化するとともに、誘致を希望する**地方公共団体へのコンサルティングの実施**や**研修会の開催**により、デジタル技術等も活用した効果的な地域課題の解決等に資する東京圏の大学等の地方へのサテライトキャンパス設置を促進。

## 地方創生インターンシップの推進

【R4予算】 0.2億円(委託費等)

- 東京圏在住の地方出身学生の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、地方公共団体担当者等向けの**研修動画コンテンツの作成・提供**や**個別相談会を実施**し、地域における質の高いインターンシップを推進。





# 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ

## 大学自身の取組の強化

令和4年度予算額 462億円  
 令和3年度補正予算額 173億円  
 (令和3年度予算額 418億円)

- 「グローバルな課題への対応」と「国内の社会構造の改革」に向けて、「知と人材の集積拠点」である多様な大学等の力を伸ばし、活躍を促進
- 特定分野の高い研究力の強化、人材育成や産学連携活動を通じた地域の経済社会、日本や世界の課題解決への貢献のために、**地域中核・特色ある大学が強みを最大限に活かし、発展**できるよう、**大学のミッション・ビジョンに基づく戦略的経営の実現**を推進

### 人材育成

地域の大学群と産業界・自治体と一体で、地域ニーズを踏まえた質の高い人材育成モデルへの転換支援（学生教育、リカレント教育等）

### 社会実装

産学官連携拠点の形成、スタートアップ創出等に向けた学内体制の強化、アントレプレナー、特許戦略を構築する専門集団、大学マネジメント人材等の育成・確保など知的アセットの価値化に向けた活動

### ビジョン主導の戦略的経営に向けた支援

研究で独自色を発揮する取組や大学改革と連動した研究環境改善を推進

### 研究

### 基盤的活動

大学のミッション実現を下支えるための基盤的経費の改善・充実

#### 【人材育成・社会実装】

【】内は補正予算額

- ◆<文>共創の場形成支援：13,751百万円
- ◆<経>産学融合拠点創出事業：251百万円
- ◆<内>地域の中核大学の産学融合拠点の整備：【5,900百万円】
- ◆<内>地方大学・地域産業創生交付金事業：7,200百万円
- ◆<文>大学発新産業創出プログラム（START）  
大学・エコシステム推進型：1,014百万円【2,546百万円】
- ◆<内>地域の中核大学イノベーション創出環境強化事業（PRISMの一部）：（新規）
- ◆<文>地域活性化人材育成事業（SPARC）：1,450百万円（新規）等

※加えて、国立大学法人等からの出資範囲を拡大

#### 【研究拠点の形成、研究基盤の強化<文>】

- ◆世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)：6,100百万円
- ◆マテリアル先端リサーチインフラ：1,733百万円【3,606百万円】
- ◆生命科学・創薬研究支援基盤事業（BINDS）：3,701百万円
- ◆先端研究基盤共用促進事業：1,180百万円
- ◆研究大学強化促進事業：3,005百万円
- ◆創発的研究支援事業：60百万円【5,280百万円】等

#### 【基盤的活動の支援<文>】

- ◆国立大学経営改革促進事業：5,000百万円
- 国立大学法人運営費交付金（教育研究組織改革の推進、共同利用・共同研究拠点の強化、教育研究基盤設備の整備）、私立大学等経常費補助金（私立大学等改革総合支援事業）、国立大学法人等施設整備費補助金、独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金、研究のデジタルトランスフォーメーション（研究DX）の推進 等

## 目指す姿

大学の強みを伸ばし最大活用促進することで、「グローバルな課題への対応」と「国内の社会構造の改革」とを実現

これらの支援による大学の取組について、大学のミッションに基づくビジョンの実現に向けた位置づけと進捗を事業間で共有し、伴走支援する仕組みを構築。中でも、社会実装を志向し成果を上げているポテンシャルの高い取組は関係府省と連携し、大学の価値創造を社会発展・変革に転換。

# 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～

令和4年度予算額

15億円  
(新規)



Supereminent Program for Activating Regional Collaboration

## 地域の大学における課題

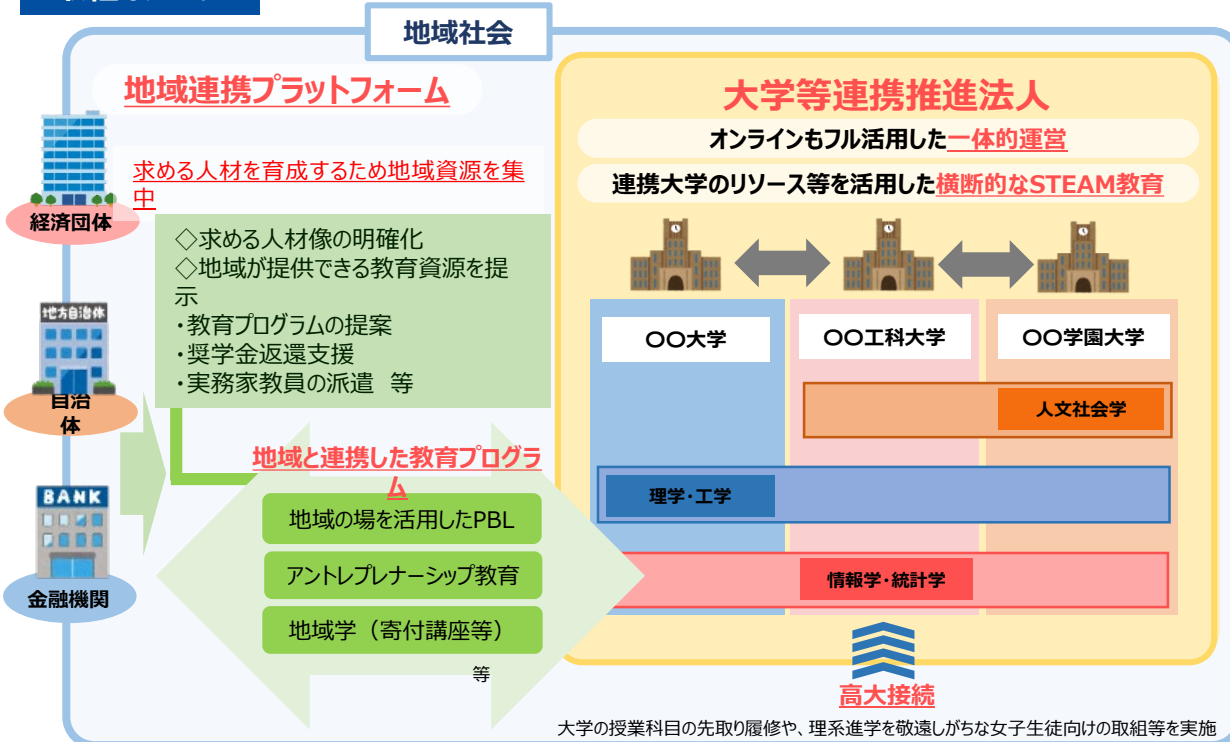
- Society5.0を支える人材として、自然科学の素養も求められる中において、自然科学を専攻する学生は3割に留まっている
- 大学が実施する教育プログラムが、地域社会が学生に期待・評価する能力の養成に十分に対応・機能していない
- 本格的な産学連携が進まず、外部リソースの獲得が不足

## 本事業で目指す姿

- 大学間連携により、文系学部でも自然科学の素養を身に付けられる教育体制を整備し、教育内容の充実を図る  
(本事業を通じ、学部等の再編、拡充など科学技術分野の人材育成を促進)
- 地域社会との本格的連携による人材育成・イノベーションの創出
- 大学の学びを地域社会のフィールドへ展開

**【事業内容】 地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域を牽引する人材を育成**

## 取組イメージ



### 【タイプ①】学部等の再編を目指す取組

【選定件数・単価】 5件×200,000千円



※中間評価時に学部等の再編計画を提出し、令和10年4月までに実施

### 【タイプ②】高度な連携を目指す取組

【選定件数・単価】 4件×100,000千円



### 【事業スキーム】

対象：異なる設置形態の大学による構想・計画

資金：民間からの資源も獲得

取組の内在化：事業の継続性発展性を確保するため、事業の進捗に合わせ補助額を逓減

事業期間：最大6年間（令和4年度～令和9年度）

# 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業 (COC+R)

(Center Of Community + Regional revitalization)

令和4年度予算額  
(前年度予算額)

2億円  
2億円)



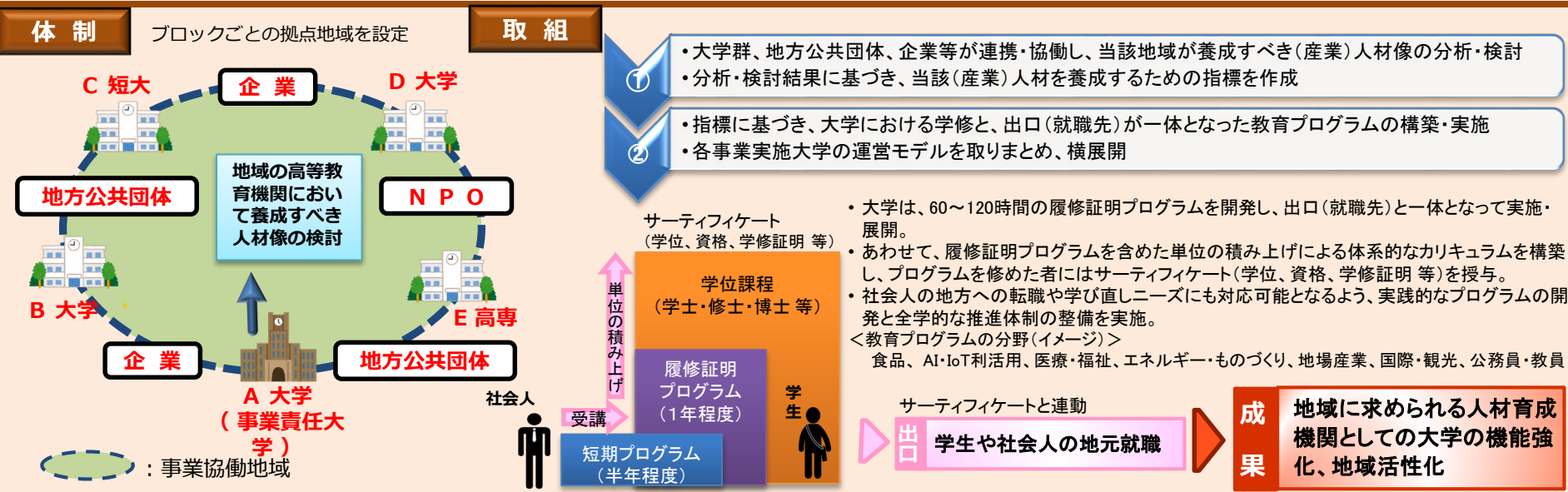
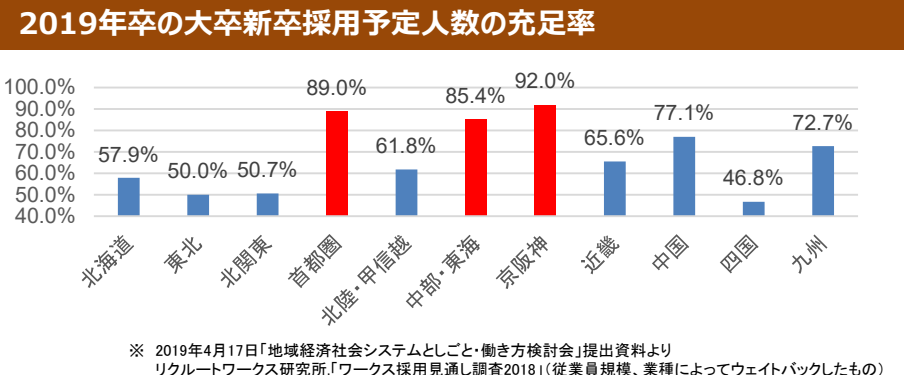
## 【背景・課題】

- 地方創生に向けては、当該地域にある高等教育機関が核となって、その地域の経済圏における教育と職業、教育と新たな産業を結びつけていく活動が不可欠。
- 人生100年時代においては、高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生を教育できる体制が必要となるため、いわゆる就職氷河期世代も含めた様々な社会人に対しても受けやすく即効性のある出口一体型人材養成の確立が求められる。

### 事業概要

- 事業責任大学を中心に、大学・地方公共団体・企業等の各種機関が協働し、地域が求める人材を養成するための指標と教育カリキュラムを構築。
- 指標に基づき、**出口(就職先)が一体となった教育プログラムを実施**する。

— 事業期間：最大5年間（令和2年度～令和6年度）  
— 実施件数：4件（令和2年度選定分を継続実施）



# 大学等のオンライン教育に係る政府の審議会等における検討

## 背景

- ・新型コロナウイルス感染拡大下の学修機会の確保の必要性を契機として、大学における遠隔教育が急速に普及・進展している  
(例えば、文部科学省調査では、令和3年度後期授業の実施方針において、6割を超える大学等が面接授業と遠隔授業を併用予定と回答。)

## 政府の審議会等における検討

### 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」教育未来創造会議 第一次提言(令和4年5月10日)(抜粋)

#### (5) デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育への転換

グローバル化への対応を進めるとともに、同大学での異なるキャンパス間での連携や、それぞれの大学の強みを生かした国内外との大学間連携、さらには時間や場所に制約されずに学ぶことができるリカレント教育をより一層推進するため、デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育を進める。

#### ＜具体的取組＞

- ・ 対面授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを活かし、大学等の創意工夫でオンライン教育を現行の単位上限(124単位中60単位)を超えて実施できるようにするなど、規制を緩和する特例を創設する。
- ・ オンラインを活用した国内外の大学間連携を促進する。
- ・ オンライン等の積極的な活用や地方へのキャンパス移転の促進などを通じて、地方における高等教育への進学機会の拡充を図る。

### 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」中央教育審議会大学分科会質保証システム部会(令和4年3月18日)(抜粋)

#### (新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展)

遠隔教育の取組はまだ試行錯誤をしながら改善を図っていく段階にある。学修者本位の観点から遠隔教育の取組を充実させていくためには、安全で快適な通信環境の整備や技術的な支援体制の構築も重要となる。また、各大学のディプロマポリシーを達成するための教育方法としてカリキュラムポリシーに遠隔教育が適切に位置づけられ、面接授業と遠隔授業の双方の良さを生かした教育が提供されることが求められる。このことを踏まえれば、今後、大学における先導的・先進的な取組が積極的に行われ、その実践の検証や評価を通じて、遠隔教育がどのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせ方はどのようなものか、遠隔教育を効果的に行う上でどのような指導體制の整備、サポートスタッフの配置が必要となるのかなどについて、知見を蓄積していくことが求められているといえよう。

#### 【先導性・先進性の確保(柔軟性の向上)】

○大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を新設する。＜大学設置基準改正＞

#### ＜大学設置基準の特例制度のイメージ＞

- ・ 対象: 認証評価を受審して「適合」認定を受けている大学から申請を受け付ける。
- ・ 特例事項: 例えば、遠隔授業による修得単位上限(60単位)、単位互換上限(60単位)、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等が考えられる。



# 国内事例：大正大学（地域創生学部）の取組み

全国の自治体における**約2か月の地域課題解決型実習**を通じて、「地域人」を育成する。

## 地域実習中心の教育プログラム

- 4学期に分けたクォーター制をとり、**毎学年1クォーター（2か月）を地域での実習**に充てている。
- 現地の産業や観光資源、自然環境などを理解したうえで、学生同士、そして現地住民とも協力しながら、**その地域が抱える課題の解決策を考えるプログラム**。
- **オンライン会議システムで大学と各実習先とを結び、実習中も教員が学生への指導や相談を受けられる体制を構築している。**（各学生が端末から随時オンラインで相談等が出来るシステムも開発中。）



△徳島県阿南市での実習風景



△オンラインで実習先からの報告を受ける

## 全国の自治体との幅広い連携

- 仏教大学として、設立四宗派及び時宗で運営されている。これらの宗派が持つ全国的なネットワークが地域創生学部のカリキュラムの核となっている。
- 同学部と連携する自治体は106自治体あり、そのうち、**実習の受け入れを行っているのは全国に45自治体**ある（※）。
- **日本全国にエリアキャンパス（宿泊機能付き）を展開し、学生が実習先で生活しながら学べるよう環境を整えている。**

（※数値は令和4年9月時点）



△宿泊研修施設「南三陸まなびの里いりやど」

# 国内事例：慶應義塾大学（大学院政策・メディア研究科）の取組み

「地域おこし研究員」として、地域での実践的な研究開発を通じ、社会イノベーターを育成

## 独自の「地域おこし研究員」制度

- 政策・メディア研究科「社会イノベーターコース」にて、授業の履修や、研究指導・支援を受けながら、現場での実践的な研究開発活動を実施。
- 連携自治体にて総務省「地域おこし協力隊」制度や自治体・組織による派遣制度等を活用。地域密着で、地域に新機軸を創出する地方創生プロジェクトの研究開発や、協働での実践や検証・定着を推進。
- 地域にしながらオンラインミーティングで大学教員や専門家から指導・支援を受けながら、プロジェクトの開発・推進が可能。



△地域における研究活動の様子



△「地域おこし研究員」を任用・任命する全国の自治体等

## 全国的な連携先のネットワーク

- 全国15自治体・組織において、「地域おこし研究員」を任用・任命（※）。
- 連携自治体等によって、地域おこし研究員等による実践的な地方創生の研究プロジェクトを行うサテライト拠点を整備。
- 全国各地で活動する地域おこし研究員が、SFC（湘南藤沢キャンパス）や都心サテライト、各地の拠点等に集合し、研究ミーティングや授業等を開催。

（※数値は令和4年9月時点）



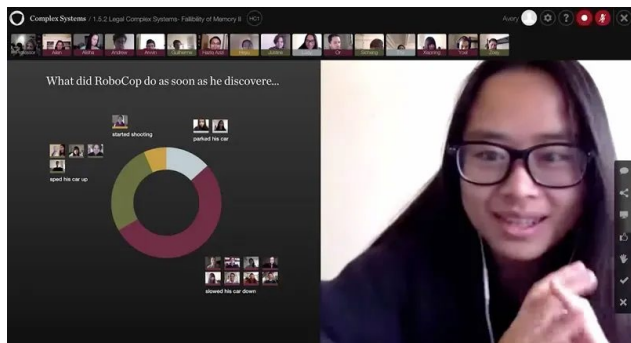
△サテライト拠点の例

# 海外事例：米国 ミネルバ大学の取組み

オンライン×世界各地での実践で、世界トップレベルの教育を行う「キャンパスのない大学」

## 講義は全てオンラインによる双方向学習

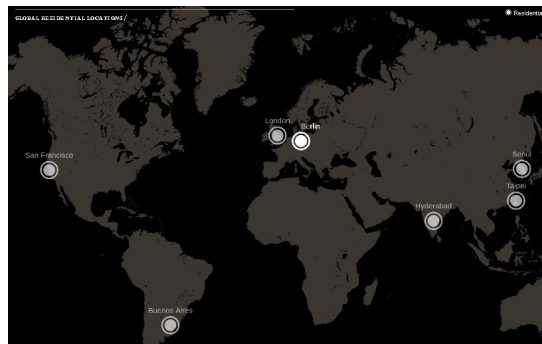
- 授業は全てオンラインで18名ひとクラスの少数編成のセミナー形式で行われ、学生同士のディスカッションが中心。
- 全ての授業が録画と自動筆記で即時にテキスト化されるため、教師によるパフォーマンス評価や学習データ分析に基づいた素早いフィードバックや適切なアドバイスを受けることが可能。



△独自システムによってオンラインによるアクティブラーニングを実施

## 4年間で世界の7カ国を移動

- 学生は世界各国に設置された寮にて共同生活を行う。4年間で世界7か国を移動しながら、各国の特徴や社会課題に応じて設定されたカリキュラムを学ぶ。
- 滞在都市にある最新の研究施設や芸術施設、図書館などを利用し、また現地の企業、行政機関、市民団体等との協働プロジェクトやインターンシップを経験。



△世界7か国に拠点を設置している



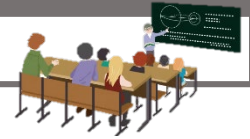
△各国で政府、自治体、企業や市民団体等との意見交換や実践的活動を行う

# 「一極集中型」から「地域分散型」の大学モデルへ

コロナ以前

## 一極集中型

学生は都市部のキャンパスに通学し、教室で講義を受け学修する。

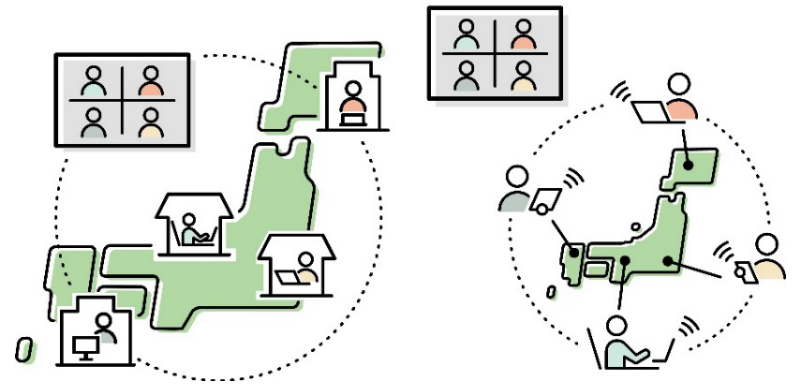


△新型コロナ感染拡大による都市部への人口集中回避とオンライン教育の普及

## 地域分散型

学生は地域の様々な拠点に分散し、各地域で探求学習やオンライン教育を組み合わせる。

- ☑ 「学生」 にとってのメリット
  - ・ オンラインで学びながら、地域社会や多様な他者との協働の中での実践的な深い学修が可能
  - ・ 進学先・就職先の選択肢が拡大
- ☑ 「大学」 にとってのメリット
  - ・ 地域との連携による教育・研究の向上
  - ・ 広域的な学生募集の可能性が拡大
- ☑ 「地域」 にとってのメリット
  - ・ 産学官連携による地域課題の解決、新産業の創出
  - ・ 若年人口/関係人口の増加



(イメージ)

サテライト型：東京のA大学は、地方のB市にフィールドワーク等の地域拠点を設置している。学生aは東京からB市に転居し、地域拠点において地域と連携した探求学習を行いながら、オンラインでA大学の授業や研究指導を受けている。また、B市出身の学生bは、A大学に進学し、地元B市の拠点に通い、同様の学修を行っている。

大学間連携型：東京のA大学は、地方のB大学と単位互換協定を結んでおり、A大学の学生aは、東京から転居し、1年間B大学に通って授業を受講している。また、B大学の学生bはオンラインでA大学の授業を自分の大学に通いながら受講している。

コロナ以後